

○令和4年度指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

1. 対象施設

令和5年7月 生涯学習課

施設	本件総称		精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設	
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティセンター	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その構成施設は体育館、コミュニティセンター、スポーツ交流広場とする。愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地1	
施設④	名称	木津川河川敷多目的広場		
	所在地	精華町大字下狛小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)		
指定管理者		名称	特定非営利活動法人精華町スポーツ協会	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地	
評価対象期間			令和4年度評価	令和4年4月～令和5年3月
評価の方法等			指定管理者より提出された令和4年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会議書類等のほか、事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、事業実績のモニタリング評価を実施した。 また、平成30年度から5年間の基本協定、令和4年度年度協定のほか、これまでの教育委員会所管施設指定管理者評価委員会より提出された評価結果など、基本協定期間中の推移等も要素として評価を行った。	
施設所管部課名			教育委員会教育部生涯学習課	

2. 運営状況

項目		協定・計画等 (基本協定書に基づく)	実績 (令和4年度)	実績 (令和3年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	開館(開放)期間 又は日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	337日	264日	引き続き、精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開館の対応ができています。 令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス対策による休館措置の影響により、開館日の減少が顕著であったが、令和4年度については、概ねコロナ禍以前に回復した。 令和4年度は令和3年度より73日（27.7%）増加
	開館(開放)時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 又は日数	357日(12/28～1/4を除く)	359日	284日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができています。施設の開放日は、体育館同様回復している。令和3年度より75日（26.4%）増加した。 グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用（6/1～9/20）について、令和3年度(6/1～8/19)よりも拡充を図り、更にサービスを拡充に努められた点は評価できる。
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/20限定	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～8/19限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 又は日数	357日(12/28～1/4を除く)	354日	278日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができています。施設の開放日は、体育館同様に回復令和3年度より76日（27.3%）増加した。 ※照明設備不良により午後6時以降閉鎖（冬季は午後5時）
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時 ※	午前8時～午後10時 ※	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 又は日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	337日	264日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができています。施設の開放日は、体育館同様に回復令和3年度より73日（27.7%）増加した。
	開館(開放)時間	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	

3. 利用状況

項目		協定・計画等に基づく目標値 (基本協定書に基づく)	実績 (令和4年度)	実績 (令和3年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	9,628	6,938	令和3年度実績と比べ利用件数は増加（38.8%）、利用者数も増加（23.5%）した。利用者数は協定書による目標値を下回っているが、目標値の達成率（85.8%）は、令和3年度（69.5%）と比較すると改善している。利用者のニーズに対応したアリーナ当日コート貸しを継続実施されている事も評価につながるが、一方、費用面ではアリーナの部分貸しによる電気代の増加を招いている。
	利用者数（人）	115,000	98,700	79,918	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	3,709	2,911	令和4年度は、令和3年度実績より利用件数は増加（27.4%）した。利用者数は目標値を上回り、多くの方々にご利用頂けた。
	利用者数（人）	33,000	36,599	28,703	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	1,062	956	池谷公園多目的コートにおいても、利用件数は増加（11.1%）し、利用者数も目標設定に届きはしなかったが、近い数値となった。住宅街の真ん中にある為、テニスボールを打つ音など、騒音の課題がある。
	利用者数（人）	9,000	8,446	7,609	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	16	4	利用件数、利用者数ともに令和3年度より増加しているが、施設の立地条件や需要などを考慮すると利用促進は困難である。施設の今後の方向性や目標値について検討の余地がある。
	利用者数（人）	2,000	580	121	
合計	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	14,415	10,809	全体合計では、利用件数は（33.4%）の増加となったが、利用者数は目標値を下回ったが、27,974人（24%）もの増加となった。新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を講じながら、制限緩和された中で多くの方にご利用頂き、大幅な増加に転じている。
	利用者数（人）	159,000	144,325	116,351	

4. 収支状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等 (3年度事業計画書に基づく)	実績（円） (令和4年度)	実績（円） (令和3年度)	検証結果・業務改善分析等
収入(円)	指定管理料	46,000,000	49,000,000	46,000,000	当初予定額は、年度協定に定めた46百万円であったが、電気料金の高騰に伴う補填として、3百万円を追加した。
	利用料金	16,800,000	17,909,953	11,954,883	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症による臨時閉館、時間短縮等で各施設の利用料金収入が大きく減少した年度になったが、令和4年度は、過去最高益となった為、対前年度比は、5,955,070円（49.8%）増加した。
	自主事業	3,500,000	3,349,800	2,589,060	感染症対策をとりながら各種教室事業を積極的に展開され、収入を確保されたが、赤字事業もあり、改善の検討も必要と考えられる。
	合計 ※上記以外の項目含む	66,300,000	70,445,796	67,200,582	開館時間、利用者の増加により、利用料収入も大幅に増加した。しかしながら、電気代の高騰などの費用増が厳しく、電気代高騰分の指定管理料の追加により、ほぼ収支均衡が図れた。自主事業については、参加者数も多く収益増加のポテンシャルを秘めていると考えられる。
支出(円)	人件費	36,690,000	37,274,726	38,433,076	人件費の増加は、国の政策的にもその基調にあるが、事務効率の改善検討や、人事マネジメントの課題等を研究し、組織全体として費用抑制と働きがいの向上を推進する必要がある。
	運営事業費委託料	8,071,000	7,849,556	8,151,979	平成30年度から、むくのきセンターの主な保守点検業務について包括的に1社に委託し、引き続き業務の効率化と専門的な維持管理業務を行うことができた。令和4年度においても引き続き効率的運用が継続されている。
	光熱水費	10,132,000	14,533,000	11,168,544	開館時間、利用者の増加により、使用電力も増加（105.7%）したが、電気代の増加（128%）は、それ以上であり、これまで、各種節電策を講じられてきたが、非常に厳しい状況にある。
	修繕料	300,000	321,298	284,703	基本協定に基づき、予算の範囲内で適正に修繕対応が行われた。経年によるものと思われる水回り系統の修繕が多い。
	合計 ※上記以外の項目含む	66,300,000	70,475,096	69,789,637	急激な物価上昇や人件費の増加により、歳出費用は増加傾向にある。比較的小規模の修繕案件も多く、経年劣化なども費用増の一因と考えられる。今後、費用削減につながる効率化等を更に検討する必要がある。
収支状況の総括		開館時間や利用者は、増加傾向にあり、施設においては期待される方向に推移しているが、それに伴う使用料収入の増加と、人件費や光熱水費などの費用増について、費用の方が増加する傾向にある。令和4年度については、電気代高騰に伴う緊急措置として300万円を指定管理料に追加しており、概ね収支が均衡する結果となったが、収益不足を補うためには自主事業の収益性を高める検討が期待される。			

5. 減免状況

項目	種別	減免根拠（減免割合（％））	金額（円） （令和4年度）	金額（円） （令和3年度）
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条（100・50）	2,132,730	3,090,670
	社会教育関係団体・登録団体	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条（50）	3,488,725	2,536,510
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条（100・50）	142,900	3,640
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条（50）	1,090,070	843,790
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条（100・50）	7,380	4,100
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条（50）	178,875	153,345
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。		
	社会教育関係団体・登録団体	無料開放のため、減免事例なし。		

6. その他管理運営状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による日常点検及び定期点検を実施した。	・むくのきセンターの主な保守点検業務を、基本的に1社に包括的委託し、専門的な管理業務を行っている。 ・良好な施設環境を維持するため日常清掃、定期清掃、保守点検、修繕対応等を実施し、適正な維持管理業務を行っている。
運営業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。平成30年度から町教育委員会との連絡調整会議を毎月行い、情報共有を行っている。	・基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な施設予約環境を確保できている。当日利用申込みへも対応し利便性向上と収入増を図ることができている。 ・情報共有を適切に行う事などを目的として、連絡調整会議を適切に行い、施設の利用状況確認や施設修繕状況などが確認できた。
自主事業	事業計画書等に基づき、アイデアを生かし、施設の設置目的の範囲内で魅力ある自主事業を行い、施設機能の活用を図る。	引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を行う中で、各種自主事業などを実施した。また、評価委員会からの意見でもあった、トレーニング動画や各種教室の開催動画を引き続き、ホームページ・SNSに掲載し、広報活動に努めた。	・自主事業については、各種教室の広報などについて、SNSなども利用する事で利用者の増加に繋がっており、その点は昨年度に引き続き評価できる。しかしながら、各事業の収支に相当ばらつきもあり、全体として収益性の確保に課題がある。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な機能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	定期的な職員会議、及び係制導入により業務改善のための係別ミーティングの他、技術研修として、大舞台の設研修や消防訓練に併せて、防災研修なども受講している。	・アリーナにおける大舞台の設置研修など、収益性のある大規模イベントを主催していこうという意欲が見られる。また、防災研修など安全面に配慮した、研修等も行われているが、一方で、新規雇用者の育成をはじめ、人材育成、業務水準向上のための接遇研修など、専門的かつ効果的な研修を継続的に実施していく必要がある。
利用者ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置し、アンケートを定期的に実施する。また、ホームページ等で広く住民の意見を求めることも検討する。	引き続き利用者意見ボックスを設置したり、HPIにより、問合せ・意見募集を行っている。令和4年度では飲料の自動販売機スペースへの椅子の設置要望など、新型コロナを取り巻く様々な状況などを確認しながら、可能な範囲で要望に応える他、PayPay払いを導入するなど利便性向上に努めている。	・利用者意見ボックスの設置、ホームページでの意見募集など利用者ニーズを把握し更なるサービス向上への取組みが評価できる。また、支払い方法の多様化に対応するなど、利用者ニーズに関して、積極的な対応ができている。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理している。また、職員ごとにデータ管理権限を切り分けたり、エクセルで保有せず、システム管理する事などにより、データのエクスポートに制限をかけるなど、安全管理を行っている。	・基本協定等の規定の内容を実施することができている。個人情報の取扱いについて適切に対応されている。定期的な個人情報研修などは未実施であるが、情報漏洩などの事件があった場合は、情報共有するなどしており、システムと情報共有により、情報保護に努められている。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通し、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検、消防訓練のほか施設構造及び機器取扱いに関する学習を進めた。職員個人の知識向上とあわせてチームとして組織的に動けるよう努めている。	・日常的な防災施設の点検等、危機管理体制の充実、意識の醸成に努めたことが評価できる。定期的な避難訓練や研修を継続して行う必要がある。 ・災害時の指定避難所としての機能が発揮できるよう、指定管理者と教育委員会と連携を図っている。

7. 総括

指定管理者の自己評価	〈運営状況〉 ●光熱水費、物価の上昇分を人件費を抑制することで対応したが、規則改正、受付方法の変更、利用者増により窓口業務が大幅に膨れ上がっているため、大きな負担があった。今後、職員配置について検討する必要がある。 ●むくのきセンターはオープンから22年が経過し、特に設備面で老朽化が進んできている。軽微な修繕は指定管理者として迅速な対応ができたが、中規模、大規模修繕については、町の長寿命化計画に基づく計画的な対応が必要と考える。 ●打越台グラウンド、池谷公園テニスコートは両施設とも改修から約20年経過し全体的に老朽化がすすんでいるため町の長寿命化計画に基づく計画的な修繕が必要と考える。特に池谷公園テニスコートについては、早急な対応が必要と考える。 ●毎月の連絡調整会議を通じて日常的に教育委員会と情報共有が図れた。 ●新型コロナウイルス感染症対応について、精華町と連携しながら指定管理者として適切に対応できた。 〈施設利用状況〉 ●利用はコロナ前に戻りつつある。団体の定期活動以外にも、特にテニスコートやアリーナコート貸しなど、個人・小グループでの利用形態が多くあった。 ●木津川河川敷多目的広場は、立地条件から使用についての制限事項が多く、日常活動ではほとんど使用されていない。指定管理者としてもこのような現状の中での利用者増は厳しいと考えている。 〈自主事業〉 ●教室実施にあたっては、感染防止対策を施しながら、スポーツ教室、フィットネススクールを中心により質の高いサービスを安価で住民に提供することができた。 ●夏休み期間を利用して町内小学生を対象とした「夏休み子ども教室」を計画し、スポーツ、カルチャー、クッキングなどを開催し大変盛況であった。 ●ホームページやSNS(twitter、Instagram)を活用した情報発信を積極的に進めた。料理動画やスポーツスクールなどの開催風景を撮影し、ホームページやSNS上で情報発信した。 ●むくのきセンターの情報発信の1つとしてYouTubeチャンネルを開設し、施設紹介、各種教室等の動画を公開した。 〈収支状況〉 ●利用料金は、コロナ前を大きく上回ったが、物価の大幅な上昇により光熱水費を含め経費が膨大に膨れ上がり、非常に厳しい運営となった。
町施設所管課の評価	●施設の維持管理については、管理業務を包括的に委託するなど事務軽減を図りながら専門的、効率的に業務が行われている。また、協定等に基づき、可能な範囲での修繕対応を行っている。 ●PayPay払いを導入するなど、支払い方法の多様化への対応や休憩スペースの確保など、ニーズへの対応を検討、実施し、一定のサービス水準を確保し、安定した事業運営ができています。 ●接遇から情報管理まで、幅広く人材育成を目的とした研修を計画的に実施する必要がある。 ●新型コロナウイルス感染症の影響が相当に減少した中で、多くの施設利用者が戻ってきたが、十分にその対応ができている。 ●文化・スポーツ活動の拠点として、地域住民にとって大切な役割を果たすほか、施設の公共性を十分認識され、せいか365健康推進事業他、町主催の事業などについて、適切に対応された。 ●多種多様な自主事業を主催し、安全・安心を確保した上でスポーツ・文化教室等事業を展開して生涯学習機会の提供に努められ6,190名もの参加者となった。しかしながら、講師料等の費用がかさみ、黒字額は232,353円となり、収益性を高めることが難しかった。 ●多くの方々の施設利用により収入は増加したが、その収入を得るための電気代をはじめとした費用の増加が顕著であり、結果として300万円もの電気代高騰に対する指定管理料の増額により、概ね収支均衡が図れた。可能な限り指定管理の強みを活かした自主財源の確保が期待される。 ●評価委員会からの意見の中でも利用者の利便性向上など、短期的に対応が可能な事案については、積極的に改善を図られたが、収支のバランス維持や業務効率化について、課題もある中で、今後は具体的な計画の策定も必要と考える。